

策定 令和4年 4月 1日  
改定 令和5年 9月27日  
太平洋南海域栽培漁業推進協議会

## 太平洋南海域ヒラメ栽培漁業広域プラン

### 1. 策定の趣旨

太平洋南海域栽培漁業推進協議会（以下、本協議会という）は、平成29年3月国の第7次栽培漁業基本方針に基づき、また、平成30年6月に公表された「水産政策の改革」を踏まえ、平成31年3月に平成33年度までを期間とする「太平洋南海域ヒラメ栽培漁業広域プラン（以下、前広域プランという）」を策定した。

本協議会では、広域プランに基づき、関係県において実施されている漁獲管理の取組との連携を図りつつ、より効果的・効率的な種苗生産や放流を展開し、資源造成効果の検証や種苗放流事業に係る費用等負担のあり方等の検討に取り組んできた。

令和4年3月に新たな水産基本計画が閣議決定され、また、6月には第8次栽培漁業基本方針が公表（予定）されることを踏まえ、令和4年度から令和8年度までを期間とする新たな広域プラン（以下、本広域プランという）を策定することとした。本広域プランは、種苗放流を資源管理の一環として取り組むこととし、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、水研機構）が公表する資源評価や、ヒラメの他の系群において開催される水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会及び資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）等における検討状況を踏まえ、適宜適切な広域プランの見直しを行うものとする。

### 2. 資源の状況等

#### （1）資源の状況

令和2年度ヒラメ太平洋南部系群資源評価報告書によれば、太平洋南部（和歌山県～鹿児島県）における資源量は、広域プラン策定後の平成27（2015年）以降400トン程度で推移していたが、令和元（2019）年は345トンに減少した（図1）。漁獲量は、近年100トン程度で推移している（図2）。漁獲量の推移から資源水準は低位、過去5年の資源量の推移から資源動向は減少とされている。

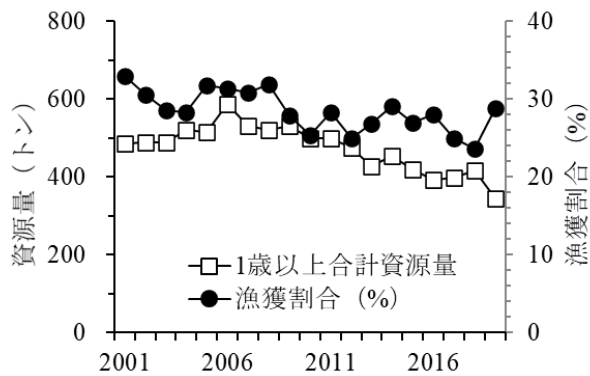


図1 太平洋南部におけるヒラメの資源量と漁獲割合の推移（R2 年度資源評価報告書）

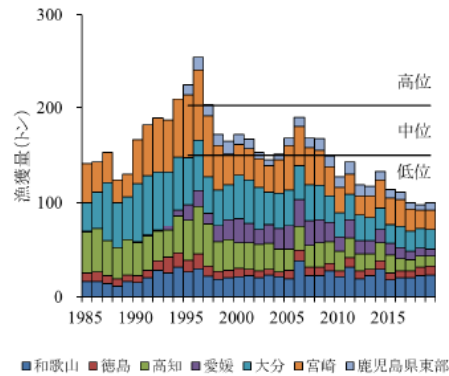


図2 太平洋南部におけるヒラメの漁獲量の推移（R2 年度資源評価報告書）

令和2年度ヒラメ太平洋中部系群資源評価報告書によれば、太平洋中部（千葉県～三重県）における資源量は、広域プラン策定時の平成27（2015年）は2,741トンであったが、年々減少し令和元（2019）年は2,100トンとなっている（図3）。漁獲量も資源量同様減少傾向にあり、平成27（2015）年の1,002トンから令和元（2019）年は746トンとなっている（図4）。漁獲量の推移から資源水準は中位、過去5年の資源量の推移から資源動向は減少とされている。

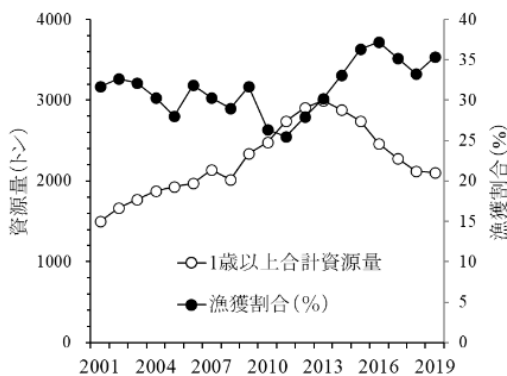


図3 太平洋中部におけるヒラメの資源量と漁獲割合の推移（R2 年度資源評価報告書）

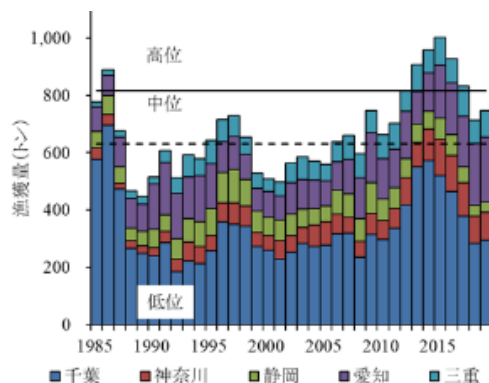


図4 太平洋中部におけるヒラメの漁獲量の推移（R2 年度資源評価報告書）

## （2）種苗放流による資源造成効果

### 【太平洋南部】

太平洋南部海域における種苗放流尾数は平成27（2015）年度以降618～835千尾で推移し、令和2年度は732千尾であった（表1）。また、令和2年度ヒラメ太平洋南部系群資源評価報告書では、平成27（2015）～令和元（2019）年度の放流魚の割合（1歳加入時）は7.9～10.1%であり、資源加入尾数88～124千尾のうち8.8～11.1千尾が放流魚と見積もられた（図5）。

### 【太平洋中部】

太平洋中部海域における種苗放流尾数は平成27（2015）年度以降1,576～1,972千尾で推移し、令和2年度は1,765千尾であった（表2）。また、令和2年度ヒラメ太平洋中部系群資源評価報告書では、平成27（2015）～令和元（2019）年度の放流魚の割合（1歳加入時）は4.3～7.7%であり、資源加入尾数947～1,639千尾のうち41.6～101.6千尾が放流魚と見積もられた（図6）。

表1 太平洋南部海域ヒラメの種苗放流数の推移（千尾）

| 県        | H18   | H19 | H20   | H21 | H22   | H23   | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|----------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 和歌山      | 311   | 147 | 187   | 163 | 150   | 134   | 196 | 119 | 158 | 175 | 168 | 120 | 302 | 162 | 114 |
| 徳島       | 82    | 108 | 127   | 87  | 95    | 132   | 98  | 55  | 98  | 33  | 39  | 32  | 34  | 34  | 46  |
| 高知       | 102   | 87  | 101   | 127 | 128   | 125   | 74  | 85  | 64  | 70  | 60  | 60  | 65  | 67  | 67  |
| 愛媛       | 217   | 343 | 366   | 196 | 381   | 249   | 169 | 41  | 182 | 137 | 52  | 182 | 55  | 57  | 93  |
| 大分       | 65    | 7   | 22    | 5   | 8     | 20    | 13  | 6   | 28  | 21  | 25  | 26  | 19  | 32  | 33  |
| 宮崎       | 282   | 303 | 287   | 305 | 339   | 415   | 401 | 416 | 396 | 303 | 274 | 265 | 360 | 416 | 379 |
| 合計       | 1,059 | 995 | 1,090 | 883 | 1,101 | 1,075 | 951 | 722 | 926 | 739 | 618 | 685 | 835 | 768 | 732 |
| 高知・宮崎を除く | 675   | 605 | 702   | 451 | 634   | 535   | 476 | 221 | 466 | 366 | 284 | 360 | 410 | 285 | 286 |

栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績

表2 太平洋中部海域ヒラメの種苗放流数の推移（千尾）

| 県   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 千葉  | 1,098 | 1,134 | 951   | 1,249 | 1,000 | 911   | 996   | 1,151 | 985   | 994   | 1,004 | 965   | 1,050 | 1,027 | 1,109 |
| 神奈川 | 173   | 210   | 345   | 199   | 219   | 165   | 246   | 254   | 271   | 242   | 255   | 270   | 281   | 280   | 226   |
| 静岡  | 368   | 343   | 375   | 379   | 475   | 189   | 320   | 470   | 295   | 119   | 392   | 387   | 450   | 259   | 425   |
| 愛知  | 23    | 23    | 45    | 28    | 23    | 20    | 20    | 22    | 22    | 40    | 28    | 34    | 31    | 39    | 28    |
| 三重  | 367   | 260   | 241   | 248   | 185   | 265   | 299   | 145   | 145   | 181   | 145   | 87    | 152   | 160   | 184   |
| 合計  | 2,029 | 1,970 | 1,957 | 2,103 | 1,902 | 1,550 | 1,881 | 2,042 | 1,718 | 1,576 | 1,824 | 1,743 | 1,964 | 1,765 | 1,972 |

栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績

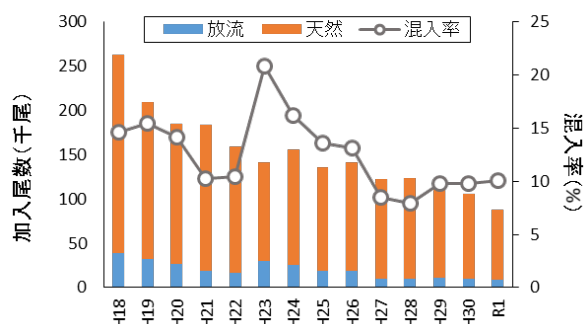


図5 太平洋南部海域におけるヒラメ加入尾数及び混入率の推移（R2 年度資源評価報告書より作成）

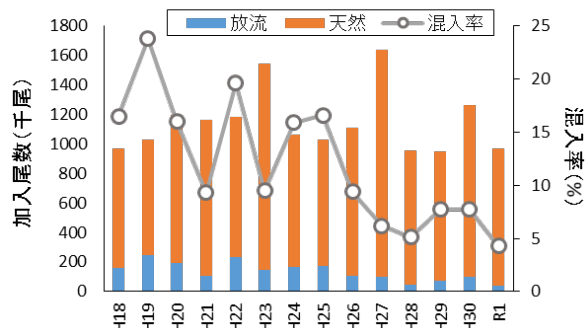


図6 太平洋中部海域におけるヒラメ加入尾数及び混入率の推移（R2 年度資源評価報告書より作成）

### 3. 目標とする資源水準等

海域単位で以下の目標を設定し、目標達成に向け、4. に掲げた取組を推進することとする。

#### 【太平洋南部】

太平洋南部においては、平成16～19年（2004～2007）の水準（H29年度評価：資源重量500トン、漁獲量160～190トン）への回復・維持を目指し、種苗放流による資源の加入量（1歳魚資源）の維持を図ることを当面の目標とする。

#### 【太平洋中部】

太平洋中部においては、資源の中位水準の維持を当面の目標とする。

#### 4. 目標達成に向けて取り組む事項

##### (1) 親魚養成・受精卵の融通

本広域プランでは親魚養成の拠点を定めず、関係機関で受精卵の過不足が生じた場合には、融通等の相互協力を図ることとする。なお、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、宮崎県が受精卵の安定確保を課題としており（R3 年度第 2 回広域種資源造成検討会資料）、引き続き県間の融通等の相互協力を行っていく。

人工種苗放流に係る遺伝的多様性の確保のため、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」（独立行政法人水産総合研究センター、水産庁、平成 27 年 3 月）の準拠に努める。なお、他機関から受精卵や種苗を受け入れる場合はその親魚の由来を確認する。

また、種苗放流に関する防疫的措置については、引き続き、「防疫的見地からみた放流種苗に関する申し合わせ事項(1)について」日本栽培漁業協会（1999）を遵守するよう努める。

##### (2) 種苗生産

目標とする放流尾数を達成するために、各種苗生産機関においては効率的な種苗の生産・確保に努める。また、関係機関で種苗の過不足が生じた場合には、必要な機関への種苗の融通等を含め、連携・協力する。

##### (3) 種苗放流

###### ①種苗放流数

本広域プランにおける種苗放流数の目標は、以下のとおり関係県の第 8 次栽培漁業基本計画に記載された放流数量の合計値とする（表 3 参照）。なお、今後公表される第 8 次栽培漁業基本計画の内容に応じて目標を見直していくこととする。

###### 【太平洋南部】

512 千尾（大分県を除く）の確保に努める。

###### 【太平洋中部】

1,610 千尾の確保に努める。

表 3 関係県の第 8 次栽培漁業基本計画における  
ヒラメの放流数量、サイズ(今後順次改定)

| 県      | 放流数量（千尾）                                               | サイズ(mm) |
|--------|--------------------------------------------------------|---------|
| 和歌山県※  | 208                                                    | 80      |
| 高知県    | —                                                      | —       |
| 大分県    |                                                        |         |
| 宮崎県    | 資源評価結果や海洋環境変動等を踏まえ、別途、定める<br>(令和 5 年度は 50mm 以上 304 千尾) |         |
| 太平洋南部計 | 512                                                    |         |
| 千葉県    | 940                                                    | 80      |
| 神奈川県   | 200                                                    | 60 以上   |

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 静岡県    | 350   | 60 |
| 愛知県    | —     | —  |
| 三重県    | 120   | 80 |
| 太平洋中部計 | 1,610 |    |

※基本計画では海域ごとの放流数量を定めていないため、  
県全体の放流数量（400 千尾）を令和 4 年度における  
太平洋南部海域での種苗配布実績に基づき按分

## ②適地放流の推進

ヒラメの幼稚魚期の生態から生息適地と考えられる本海域各県の河口域や砂浜域等地先への放流（適地放流）を推進する。

## （４）モニタリング

放流効果の推定や資源評価に係る放流魚の混入率評価の精度向上に向けて引き続きモニタリングの充実強化に取り組んでいくことが重要である。

### ①市場調査

市場調査により、水揚げされた放流魚（無眼側黒化）の尾数等の情報が得られ、各県毎に混入率等放流効果の指標値が推定されている。また、得られた情報は資源評価にも活用され、系群全体の混入率や添加効率が推定されている。引き続き、市場調査によるモニタリング体制の確保に努めるとともにその拡充を図る。

### ②鰭カット等標識放流

鰭カット等標識を施した放流魚が自県や他県で再捕も再捕されることにより、広域での移動分散の情報収集が行われてきており、当面はこの取組が継続できる体制の確保に努める。

### ③現状の取組内容と体制の検討

上記の①及び②の具体的な取組内容とそれにより得られた情報の活用状況を精査し、今後のモニタリングのあり方について検討する。検討結果を踏まえ、より効果的・効率的なモニタリング体制の確保に努める。

また、費用等負担のあり方の検討の具体化に必要な情報の蓄積に向けて、必要な情報の整理・収集についても併せて検討を進める。

## （５）漁獲管理方策との連携強化

種苗放流を資源管理の一環として考え、引き続き表 4 に示す現行の取組を推進するとともに、一層の連携強化を図る。

## 5. 広域プランの推進

広域種資源造成型栽培漁業推進検討会において毎年度の取組内容を検討し、結果のとりまとめを行い、それらを踏まえて必要に応じて次年度の取組内容の改善を図り、関係者との情報共有を図る。また、調査結果等に基づき共同種苗生産や費用負担のあり方について検討を行う。

表 4. 太平洋南海域ヒラメ漁獲管理の取り組み

| 県   | 地域等                      | 漁獲管理の取組                                          |                                                                                                                         | 取組の根拠                                |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
|     |                          | 漁業種類別                                            | 取組の内容                                                                                                                   |                                      |
| 千葉  | 全県                       | 底びき網                                             | ・25 cm未満再放流                                                                                                             | 千葉県ヒラメ資源管理計画                         |
|     | 全県                       | その他                                              | ・30 cm未満再放流                                                                                                             | 千葉県ヒラメ資源管理計画                         |
|     | 外房<br>3 漁協               | 小型底びき網(板びき)                                      | ・開口版の面積制限<br>・網の目合の拡大<br>・種苗放流への協力金の負担                                                                                  | 県資源管理指針<br>各漁協の資源管理計画                |
|     | 東京湾<br>6 漁協              | 小型底びき網(2・3 種)                                    | ・定期休漁<br>・作業時間制限<br>・漁具の制限<br>・種苗放流への協力金の負担                                                                             | 県資源管理指針<br>各漁協の資源管理計画                |
|     | 内房～外房<br>5 漁協            | さし網                                              | ・定期休漁                                                                                                                   | 県資源管理指針<br>各漁協の資源管理計画                |
|     | 内房～外房<br>7 漁協            | 定置網                                              | ・定期休漁<br>・箱網の目合拡大                                                                                                       | 県資源管理指針<br>各漁協の資源管理計画                |
|     | 外房<br>8 漁協               | つり                                               | ・定期休漁<br>・作業時間制限<br>・種苗放流への協力金の負担                                                                                       | 県資源管理指針<br>各漁協の資源管理計画                |
| 神奈川 | 相模湾内<br>2 漁協             | 固定式刺し網                                           | ・漁具規制(産卵期における一定期間の反数削減)<br>・漁獲物規制(全長 35 cm以下の採捕禁止)                                                                      | 資源管理計画                               |
|     | 相模湾内<br>10 漁協            | 定置網                                              | ・休漁期間の設定(一部の漁協)<br>・漁獲物規制(体長 35 cm以下もしくは体重 450g 以下の採捕禁止)                                                                | 資源管理計画                               |
| 静岡  | 全県<br>(本県漁業者<br>全員の自主規制) | 刺網、定置網、底曳網、釣り                                    | ・小型魚の保護全長 30cm 以下の魚は放流し、放流できない状態の魚は販売しない<br>・種苗放流直後は、必要に応じて保護区域及び保護期間を設定する                                              | 静岡県ヒラメ資源管理計画<br>(平成 13 年 9 月 1 日～)   |
|     | 県内一地区                    | 南駿河湾漁業協同組合所属船                                    | ・全長 35cm 以下のヒラメ(規格外ヒラメ)は、漁獲禁止、漁獲された場合は速やかに放流<br>・規格外ヒラメが陸上に持ち込まれた場合は、組合の責任により処置<br>・規格外ヒラメの市場内及び市場外での販売を禁止、自家用に供することも禁止 | 榛南地域ヒラメ資源管理規定<br>(平成 17 年 5 月 30 日～) |
| 愛知県 | —                        | —                                                | —                                                                                                                       | —                                    |
| 三重  | 県下<br>1 漁協 1 地区          | 一本釣り<br>刺網                                       | ・体長制限(30cm)<br>・体長制限(30cm)<br>・網数制限(1 軒 4 枚まで)                                                                          | 自主規制                                 |
|     | 県下<br>1 漁協 1 地区          | 一本釣り                                             | ・体長制限(20cm)                                                                                                             | 自主規制                                 |
|     | 県下<br>1 漁協 3 地区          | 刺網                                               | ・漁期の設定                                                                                                                  | 自主規制                                 |
|     | 県下<br>1 漁協 1 地区          | 定置網                                              | ・休漁期間の設定                                                                                                                | 資源管理指針、資源管理計画、<br>自主規制               |
| 和歌山 | —                        | —                                                | —                                                                                                                       | —                                    |
| 高知  | 県下 2 支所                  | 一本釣り<br>小型機船底びき網漁業等<br>(漁業種類による規制はないため、地域の漁業を記載) | 体長制限(30cm)                                                                                                              | 自主規制                                 |
| 大分  | 県下 7 支店                  | 刺網                                               | ・休漁日の設定                                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県下 5 支店                  | 定置網                                              | ・休漁日の設定                                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県東部 4 支店                 | 釣り                                               | ・休漁日の設定                                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県下 4 支店                  | 小型底曳き網                                           | ・休漁日の設定                                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県東部 4 支店                 | 刺網                                               | ・全長制限(25 cm)<br>・禁漁期の設定                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県下 5 支店                  | 定置網                                              | ・全長制限(25 cm)<br>・禁漁期の設定                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県東部 4 支店                 | 釣り                                               | ・全長制限(25 cm)<br>・禁漁期の設定                                                                                                 | 資源管理計画                               |
|     | 県下 4 支店                  | 小型底曳き網                                           | ・全長制限(25 cm)<br>・禁漁期の設定                                                                                                 | 資源管理計画                               |
| 宮崎  | 県内 7 地区                  | えびびき網                                            | ・休漁日の設定<br>・禁漁区の設定<br>・体長制限(全長 25cm～30cm 以下の小型魚の放流)                                                                     | 資源管理計画                               |